

# 伊豆大島ミュージアム ジオノス 有償頒布品取扱事業者募集要綱

令和7年10月20日

## 1 趣旨

本要綱は、「伊豆大島ジオパーク制作物等有償頒布に関する取扱要綱」に基づき、大島町が運営する「伊豆大島ミュージアム ジオノス」（以下「ジオノス」という。）のミュージアムショップにおいて、有償頒布品を取り扱う事業者を公募し、ジオパークの理念普及および地域振興を図ることを目的とする。

## 2 取扱対象品目

取扱うことのできる有償頒布品は、次の各号に掲げるもののうち、伊豆大島ジオパーク推進委員会会長（以下「会長」という。）が適当と認めたものとする。

- (1) 伊豆大島ジオパークの自然・地形・生態・文化・歴史に関連した出版物、記録物、工芸品、土産品等
- (2) ミュージアム展示内容または教育普及活動に関連する教材・記念品
- (3) 地元資源を活用した特産品、または地域事業者と協働して制作された商品
- (4) その他、会長が伊豆大島ジオパークの普及啓発および地域振興に資すると認めたもの
- (5) 本公募の対象は新たに開発される新規商品とし、既存品の単なる転用・販売ではないこと。
- (6) 商品開発にあたっては、事業者単独での制作を認めず、必ず伊豆大島ジオパーク推進委員会（以下「推進委員会」という。）との協議・協働のもとで進めるここと。

## 3 応募資格

- (1) 大島町内外の法人、個人事業者、団体等で、継続的に商品の開発および供給が可能な者
- (2) 品質管理、表示、価格設定等について法令を遵守できる者
- (3) 反社会的勢力と関係を有しない者
- (4) ジオパークの理念を理解し、推進委員会と協働しながら製品開発ができる者

## 4 販売方法

- (1) 販売は、ジオノス指定のスペースにおいて、委託販売の形式で行う。
- (2) その他取扱条件等詳細は、別途定める。

## 5 価格設定

- (1) 販売価格は、事業者が原価および流通経費等を勘案して設定し、会長の承認を得るものとする。
- (2) 「伊豆大島ジオパーク制作物等有償頒布に関する取扱要綱」に該当する制作物等については、当該要綱第3条の規定に基づく価格算定を行うものとする。

## 6 応募方法

- (1) 提出書類
  - ア 取扱申請書（様式第1号）
  - イ 開発希望商品の企画書（開発目的・概要・使用素材・価格見込・スケジュール等を記載）
  - ウ 事業者概要書（所在地、代表者名、連絡先等）

**エ その他推進委員会が必要と認める書類**

**(2) 提出先**

〒100-0101 東京都大島町元町字神田屋敷 617 伊豆大島ミュージアム ジオノス  
伊豆大島ジオパーク推進委員会事務局

**(3) 提出方法**

郵送及び電子メールまたは、持参により提出すること。

**7 審査および決定**

(1) 提出書類に基づき、企画内容、地域性、デザイン、理念適合性等を総合的に審査する。

(2) 推進委員会との協議を経て、取扱事業者として適當と認めた者について、会長が決定する。

(3) 結果は応募者に書面で通知する。

**8 契約期間**

契約期間は、原則として1年間とし、双方の合意により更新することができる。

**9 その他**

(1) 契約期間中に不適切な行為（品質不良、虚偽表示、理念に反する販売行為等）が認められた場合は、契約を解除することがある。

(2) 契約に係る経費（運搬費、梱包費、納品経費等）は原則として事業者負担とする。

(3) その他詳細は、別途契約書および関係要綱の定めによる。

**10 問い合わせ先**

伊豆大島ジオパーク推進委員会事務局

住所：〒100-0101 東京都大島町元町字神田屋敷 617 伊豆大島ミュージアム ジオ  
ノス

電話：04992-7-5301

E-mail : c010601@town.tokyo-oshima.lg.jp